

平成 29 年度 第 1 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 会議要旨

1 日時

平成 29 年 8 月 29 日（火）午後 2 時から午後 3 時 42 分まで

2 場所

市役所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

3 出席者

（委員）

- ・学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・市議会議員：野々下重夫、廣岡芳樹、中林和江
- ・公募による市民：桑田信之、中村茂徳、東口啓一
- ・市職員：荒木和美、長滝谷保、松原徹

※ 敬称略

（事務局）

幸西課長、村井課長代理、吉田係長、藤枝、吉本

4 次第

- (1) 委嘱状・任命状の交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員の紹介
- (4) 案件
 - ① 委員長及び副委員長の選出
 - ② 会議公開の可否
 - ③ 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法
- (5) その他

5 会議内容

- (1) 委嘱状・任命状の交付 ～ (3) 委員の紹介 省略
- (4) 案件
 - ① 委員長及び副委員長の選出（※委員から学識経験者を推薦する声あり）

委員長	：新川委員
副委員長	：牧田委員

② 会議公開の可否

<確認した事項>

- ・ 会議は、「審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、公開する。
- ・ 会議の傍聴は、「審議会等の傍聴に関する要綱」に基づき取り扱う。
- ・ 会議録の公表（市ホームページ等）については、要旨とし、発言者名は公表しない。
- ・ 会議要旨については、公表前に委員長及び副委員長が確認する。（会議内での改めでの確認は行わない）
- ・ 原則として会議要旨は、次回の会議までに事務局から委員全員へ配布することとし、会議の開催状況等により事前配布が難しい場合は、事前にその旨を委員へ報告する。
- ・ 会議資料について、傍聴者用として本委員会で使用する全資料を用意する。（コピーする場合は実費を徴収する。）会議終了後、市ホームページ等で公表する。

③ 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法

ア 検証の進め方について

<委員の主な意見>

- ・ 検証を進める中で専門的な議論になったときは、市の担当部局等から参考人として本委員会へ出席していただきたい。
- ・ 条文中「第4章 議会」に関する検証について、市議会において条文の検証を行っているが、本委員会においても忌憚のない御意見をいただきたく、是非とも検証の中で議論していただきたい。
- ・ 条文の検証に当たり、本市の中核市移行について念頭に置いた方が良く考えるが、それらを議論するためには、中核市に関して共通した認識を持って検証を進める必要がある。
- ・ 条例制定当時の思いについて共通の認識を持つ必要がある。

<確認した事項>

- ・ 本検証委員会の進め方について、基本的には資料2の開催日程に基づき進めるものとするが、会議での検証項目に応じた時間配分等を委員長、副委員長が事務局と相談しながら進める。
- ・ 「みんなのまち基本条例検証会議検証報告書」については、本検証委員会の中で議論するための参考資料として使用する。
- ・ 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則第6条の規定に基づき、

必要に応じて市関係職員等へ協力を依頼する。

- ・ 「第4章 議会」について、市議会での検証結果を参考に本検証委員会においても条文の内容等について検証する。
- ・ 基本的には前文から条文の順番に、逐条ごとに検証を進め、「みんなのまち基本条例検証会議検証報告書」の条文の検証結果を参考にしながら前文を含め全ての条文について検証する。
- ・ 次回の委員会で、条文の検証に入る前に中核市の概要を事務局から説明する。

イ 検証に当たっての視点について

<委員の主な意見>

- ・ 「基本条例として、ふさわしい規定となっているか」という視点の説明の中に「制定当時の思いを念頭に置きながら」とあるが、再度、制定当時の経過等を確認しておいた方が良い。
- ・ 「形骸化していないか」という視点の説明の中に「条例制定当時の意義や内容が失われたものとなっている事項等がないか」とあるが、制定当時に目指したものが実現できているかといった視点も大切である。
- ・ 本市のまちづくりについて、住みやすいまちとはどういうまちかといった観点でも条文の検証を行う中で議論したい。
- ・ 基本的には4つの視点に基づいて検証を進めていくことで良いと思うが、前文も含めた条文の表現について、文言の使い方、用法等も検証の中で改めて確認すべきである。
- ・ 本市の中核市移行についての視点がないので、「社会情勢に適合しているか」「本市にふさわしいものであり続けているか」という視点に、中核市移行を踏まえて検証するという趣旨を追加した方が良い。

<確認した事項>

- ・ 検証に当たっての視点として、基本的には「社会情勢に適合しているか」「形骸化していないか」「本市にふさわしいものであり続けているか」「基本条例として、ふさわしい規定となっているか」の4つの視点に基づき、検証を行う。
- ・ 本市が目指すまちの観点からも条文の内容について検証する。
- ・ 前文を含め、条文中の表現、文言の用法等についても検証の中で適宜確認しながら検証する。
- ・ 視点の説明の中で、中核市に関する記述を追記するよう検討する。
- ・ 次回の委員会で、条文の検証に入る前に条例制定時の経過等について

事務局から説明する。

(5) その他

次回の検証委員会は、9月26日（火）午後2時から、議会棟5階第2委員会室で開催する。